

検査実施料に関するお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、厚生労働省保険局医療課長の通知「令和6年6月28日付、保医発0628第2号」により、下記の検査項目診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項が通知されましたのでご案内いたします。

お取り計らいの程、お願い申し上げます。

記

保険収載内容の一部変更項目

- 抗カルジオリピン IgG 抗体
- 抗カルジオリピン IgM 抗体
- 抗 β 2 グリコプロテイン I IgG 抗体
- 抗 β 2 グリコプロテイン I IgM 抗体

適 用 日

2024年7月1日(土)より適用

※詳細につきましては、裏面の内容をご参照ください。



保健科学グループ

保健科学研究所	〒240-0005 神奈川県横浜市保土ヶ谷区神戸町106	TEL. 045-333-1661
保健科学東日本	〒365-8585 埼玉県鴻巣市天神3-673	TEL. 048-543-4000
保健科学西日本	〒612-8486 京都府京都市伏見区羽束師古川町328	TEL. 075-933-6060

保険収載内容の一部変更項目

▼太字下線部分が追加されました。

検査項目	実施料	判断区分	診療報酬点数区分	備考
抗カルジオリピンIgG抗体	226点	免疫学的検査 144点	「D014」 自己抗体検査 の「30」	<p>(11) 抗カルジオリピンIgG抗体、抗カルジオリピンIgM抗体、抗β2グリコプロテイン I IgG抗体、抗β2グリコプロテイン I IgM抗体</p> <p>ア 「30」の抗カルジオリピンIgM抗体は、抗リン脂質抗体症候群の診断を目的として、ELISA法、<u>CLIA法又はFIA法</u>により実施した場合に、一連の治療につき2回に限り算定する。</p> <p>イ 「30」の抗β2グリコプロテイン I IgG抗体は、抗リン脂質抗体症候群の診断を目的として、CLEIA法、<u>CLIA法又はFIA法</u>により実施した場合に、一連の治療につき2回に限り算定する。</p> <p>ウ 「30」の抗β2グリコプロテイン I IgM抗体は、抗リン脂質抗体症候群の診断を目的として、CLEIA法、<u>CLIA法又はFIA法</u>により実施した場合に、一連の治療につき2回に限り算定する。</p> <p>エ 「30」の抗カルジオリピンIgG抗体、抗カルジオリピンIgM抗体、抗β2グリコプロテイン I IgG抗体及び抗β2グリコプロテイン I IgM抗体を併せて実施した場合は、主たるもの3つに限り算定する。</p>
抗カルジオリピンIgM抗体				
抗β2グリコプロテイン I IgG抗体				
抗β2グリコプロテイン I IgM抗体				